

日鳥協発第18 - 242号
平成19年2月20日

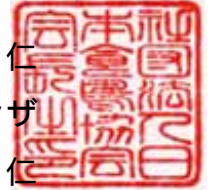
副会長・部会長 様
生産加工部会会員各位 様

(社)日本食鳥協会

会長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ

関係対策本部長 芳賀 仁



岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザに
係る第2次清浄性確認検査結果のお知らせ

岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域内の家きんを飼養している17農場及び愛玩鳥を飼養している12戸について、岡山県が第2次清浄性確認検査として、ウィルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別紙の通りプレスリリースがありましたので、お知らせします。

引き続き、本病の発生の防止及びまん延防止に最善のご尽力をお願いいたします。

別紙 プレスリリース

岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

別紙1

プレスリリース

平成19年2月20日
農林水産省

岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザに係る 第2次清浄性確認検査結果について

今回の岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内及び搬出制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している17農場及び愛玩鳥を飼養している12戸について、岡山県が第2次清浄性確認検査として、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添により公表しましたので、お知らせします。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。(別紙「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

【問い合わせ先】

消費・安全局 動物衛生課

担当: 山口

代表: 03-3502-8111 (内線 3202)

直通: 03-3502-0767

(別添1)

平成19年2月20日

岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

お知らせ

班名	家畜防疫対策班
事務局	畜産課(金山)
内線	3210
直通	226-7431

高病原性鳥インフルエンザに係る対応について(第9報)

2月17日から、移動制限区域(半径5km以内)及び搬出制限区域内(半径5kmから10km以内)の養鶏場等を対象に第2次清浄性確認検査を実施していましたが、本日、全て陰性であることが確認されたのでお知らせします。

記

1 第2次清浄性確認検査

制限区域内の18農場のうち、現在家きんを飼養している17農場・230羽、及び愛玩鳥12戸・60羽、合計290羽について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、全て陰性であることが確認された。

また、制限区域内で愛玩鳥を飼養している88戸に対しても、家畜保健衛生所が飼養状況や異常の有無等を聞き取り調査した結果、異常は認められなかった。

2 その他

制限区域内の農場のうち、現在家きんを飼養していない1農場について、壁、床等の環境からのウイルス分離検査を実施した結果、全て陰性であることが確認された。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材については、本病のまん延防止の観点から、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

(別添2)

2004年3月11日

2005年12月15日 更新

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。

国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。

